

市井の間に道を説いたものもある。温厚なる仁齋の如きも、民間の一儒者に安んじて其詩歌に尊皇の意を寓して居た。彼等の或者は其先容に依つて生れ、而かもより多く内尊的であつた國學者の或者と共に、幕府の運命を咀ひつゝあつた。が、彼等と公家側との握手はいつしか幕府の嚴重なる監視の目を掠めて行はれ、それが又少からず後年の回天の業に寄與して居る。

上來考證するところに據つて、此期の儒風が公家側と淺からぬ關係を有することは略これを闡明した。余輩は皇室を中心として渦巻く一種の時代

## 叢 說

思潮が文藝復興の源泉であり、公家の學風も亦從來一般に信せられるより以上の影響を他の儒學者に及ぼして居ることを認むるに躊躇せぬ。而かも時代の大觀の前には公家側も非公家側もない。彼等の學風や趣味の共鳴は亦時代思潮の一表現であつた。唯此期の文藝復興が家康の保護に依り、又儒教の再興が惺窩の功に成つたとする以外に全く時代思潮を閑却し、公家側を眼中に置かず、偶皇室の御好學に言及するものがあつても、一添景として叙するに止まるが如きは決して公明精透の見であるまいと信ずる。

## 服飾に現はれたる室町時代の社會的傾向

櫻 井 秀

室町時代の服飾界を觀察する時は著しき三様の時 徴あるを知るべし。一は服飾構成の慣例及服飾

に關しての趣味に公武の混融とその中間的發達を見しことにして。こは服制上に現はれたる著しき下剋上の風なり。後者は前者と共に一般社會の傾向が如何ばかり斯界に多大の影響を及ぼせるかを想はしむ。而して三は前期まで未だその機微を示さざりし近代的特徴の發現にして、例せば江戸時代に於ける一武家町家（公家にも）の間に行はれし上下の制及羽織袴の慣例（後者は今日も生命を有す）または女子の褂姿（ほろ）の如き（これまた現に特定の場合に限り行はる）みな當代に於て成立せし服飾形式ならざるはなし。かゝれば單にこれを服飾史上より見るも、室町時代文化の意義は頗ぶる重大なるものありといひつべし。以下少しく本題に關する私見を陳べんと欲す。

平安朝の武人は社會的方面に於て未だ公然獨立の地歩を占めんとするの意志なかりしと均しく、

その文化風俗の如きも敢て異を立て新を求むるの風あらざりき。有力なる武家の籠（かご）とするところは即ち多少低下されたる公家風のみ、（<sup>11</sup>）其中特に武人本來の風尚を捨てざるものありしに似たれど、それは寧ろその保守的觀念よりせるものにて。敢て公家文化の形式を超越せんとする自覺ありしと認むるを得ず。平相國一門の態度の如きも亦此種の好例として見るべし。

然るに鎌倉の世に至ては事情大にこれと均しからず。その實力を自覺せし有爲の武家人士は、單に經濟武備の如き物質的方面に止まらず、汎ねく諸方面に涉つて特殊の立脚地を建設發展せしめんことを期するに至れり。北條氏の如きは遺憾なく此種の傾向を發揮して憚らず。將軍實朝の趣味性がその周圍に容れられざりしもの其故なしとせざるなり。

然れども當時の武人は皆かくの如く公家式文明

の嫌悪者なりしかといふに、必ずしも然にあらず。

男衾三郎繪詞に見わたる兄弟の如く、京洛に於ける貴族的文化に憧憬する者と、京人の批評嘲笑等に顧慮せずして着々武家の使命の開拓につとむる者との對立及衝突ありしは論なきなり。況むや京洛に於ける公家の人々は、實際的窮迫に驅られて已むなき時に至らぬ限、その傳承的文化と風俗とを尊重せしこと明なれば、當時京様、鎌倉様、即ち公武兩様の風俗が併存して互に相挑めりしも自然の結果ならんか。書札作法抄の著者はいはく、

昔ハ公家武家京鎌倉禪家道家ナド、テ皆少シツ、立分アリシナリ、(中略)昔ハ武家ノ消息ニハ法性寺殿當家ノ二流ヲ大畧本ニセラレシ(中略)今ハ此二流稽古ノ人ハ更ニ見ズ、

單に文書の法のみならず、服飾界の如きもまた多くこれと異ならざる傾向を有したりき。

註

(一) 左經記長元四年正月廿八日條に地方武人の家臣にして

服飾に衣冠ヲ用ぬし例を記していはく、大和守賴親、關等散位實孝朝臣依打彼國住僧道覺之下手、公家有名、(中略)今日檢非使等向賴親宅、請宣孝(衣冠)乘馬云々、かゝる類一々は擧げず。

(二) 古事談卷四(勇士)に、丹後守保昌 downward 任國時ヨサムノ山ニ白髮ノ武士一騎逢タルガ、(中略)國司郎等云、此老翁何不下馬哉、奇怪也、可咎下云々、國司云、一人當千ト云馬立様也、(中略)不可咎ト制シテ打過之間、(中略)左衛門尉致經引巫數多之兵逢之、(中略)致經云、コ、ニ老者ヤ一人奉違ツラン、致經愚交平五大夫候、嗚。固。田。舍。人。ニテ不知子細定令現無禮歎云々、といへる一節は祖野都風に習はざる武人の狀を示して餘あるべし。源賴光の郎等貞道武公時の三名が女車に乗つて紫野見物に赴きし時の失敗談(今昔物語卷廿八賴光郎等紫野見物語第二)なども、都會文明に慣れず、また慣れんことを欲せざる武人の面目想はしむる者あり。

建武中興の世となり、次で足利氏持明院の皇統を擁するに及んでは、公武の對立は變じて公武の混融とならんとす。二條河原落書に喝破せるが如く、「京鎌倉ヲコキマゼ」たりしは實に當時の世相

なり。而して此現象は、公家階級の武家的文化に對する寛容讓歩と政争上の成功に基ける武家勢力の異常なる向上、從來多く公家文明に培はれたる地方武人の京洛文化に對する好奇的耽溺との三要素によつて成れりといふを得べく、鎌倉の季世よりしてその漸をなし、一部公家階級中の硬骨漢をして、特に關東を憎惡する情を高からしめ、從つて政界に於ける公武交渉を不穩ならしむる一傍因をも成せしにはあらざるか。

さはいへ今日よりして見れば、鎌倉の世に於ける公武混融の性質は主として公家本位なりしを想はしむるも、建武以降の公武混融に至ては全く武家本位なりしなり。書札作法抄には、

建武曆應以來武家御在洛ノ後ハ、公家武家舊家ノ書札皆同ツ  
ヤウニ書事多シ、

またいふ、

抑京都ノ小路ヲ人ノモトヘノ狀ニ書事モ秘文ノ下也、コレハ  
公家ノ消息ヨリ書出シタル下也、建武曆應以後公家武家混合

シタル事ドモアリ、關東先代ニハ如此事(中略)禁制アリシ也  
(著者が建武以降に於ける公武混和の俗を指摘せしところはこれのみならず、今一々あげず)

然れども、本書に見ゆるが如き公家風によりて武家様の修正せられし事例は稀有にして、上下多くは武家の好尚を摸せしこと「二條河原の落書」にも巧に諷刺せられたり。當時京洛人士が如何に鎌倉—關東一の風物を憧憬し居たりしかば、園太曆延文二年三月十九日條に、

今日雨庭渡燕櫻樹、殊<sup>○</sup>絶<sup>○</sup>綺<sup>○</sup>美<sup>○</sup>花<sup>○</sup>也、號<sup>○</sup>鎌<sup>○</sup>倉<sup>○</sup>櫻<sup>○</sup>云々、

といへる一例にても知らるべし。本文に見わたる櫻もその花の美しきが故に「鎌倉」の名を與へられしなり。吾人親しく土人の言を聽くに、鎌倉の地は櫻樹に適せず、他より移植するも多く凋衰すといへり。古今地味の變化も或はあるべからんも所謂「鎌倉櫻」が關東より移されしにあらざるは論なかるべしと信ず。

建武中興の際名和氏の名聲世俗に汎ねく一門の風姿がまた庶人に摸せられたりし、<sup>(2)</sup>と同じき理由によりて、持明院統の宮廷及朝臣の家庭に足利氏風の趣味好尚が流行せしこと疑ふべからず。かくの如くにして漸次その成立を見し公武風俗の混融が武家本位なりしことは自然の勢なりとす。

註

(1) 鎌倉營中の女装の如きその著しき例なるべし。

(2) 齒長寺文書(奥書に「至徳二年丙寅十一月八日 齒長寺沙門宗證祿」とあり)に伯耆守長平於一條大宮被討(中略)權

門第一上下萬人恐之中略)直垂衣文烏帽子折櫛以伯耆様諸人賞鑑之と見ゆ、名和氏一族の聲望想ふべし。

室町幕府の世に於ける中心服飾は「直垂」に他ならずして、武人はいふまでもなく廷臣といへども特殊の禮典に列せざる限り、みなこれを用ゐて憚らざりき。試みにその古き例をあげんに、

大外記良賢來、召前雜談着、着直垂參、近代之作法歟、可謂比興、(荒曆永徳二年十一月廿日條)

三條中納言朝臣榮子謁之、參北山殿、退出便路云々、着直垂、

(布淺黄)近年風儀歟、(同書應永十三年七月十七日條)

當時主人は狩衣を着用せしなるべし。「比興」と貶するも、敢て責むる事をなさず、「近年風儀」「近代作法」として認容するの他なかりし状を見るべし。更に建内記嘉吉元年六月八日條には、

參伏見宮、申入江殿御事了、有御對面、直垂之体し有恐、

「有恐」とは思ひつゝも、直垂を以て竹園に參入する者ありしを知るべし。また將軍が直垂を以て參内し、主上の悦ひ給はざりしこの事は

是日武家參内、(中畧)堅御内々直垂ニテ小御所被參簀子(中畧)今度直垂ニテ參内事其上無御慮幾云々(後法興院璋家公記文龜四年閏三月四日條)

按ずるに參内の途上直垂を用ゐるは遙に古くよりして例ありといへども(1)裝束所に於て裝を改め拜調する定めなりき(2)かくの如き事實は空前の事なりしならむ。以て當時服飾界に於ける直垂の勢

力を察すべし。

註

(一) 親長卿記延徳三年六月廿六日條に、今日大樹始而有參内、申半剋許御參内、御典御直垂、於長橋局被着御裝束云々

とみゆ。

(二) 拾芥記同日條にも、「路與次御直垂御烏帽子也、於長橋局御束帶……」など見ゆ。

直垂の名は西宮記(卷廿三臨時十一)に收めたる寛和二年五月十七日着駄勘文に日佐吉助、臧物、單袴一腰、柳色合指貫一腰、菱紬直垂一領、と見ゆ。に始めて見ゆ鎌倉以降公武に流行せしも、その中心的服飾と認められ、一轉して更に禮服化せんとするに至れるは當代の現象にして風俗史上看過すべからざる事なりとす。

## 二

次に當代の服制上に現はれたる下剋上の事實を考へんに、服飾界の現象に對して「下剋上」なる名稱を用ゐるは敢て吾人の好奇的創造に出でたる語

にあらず。「白石紳書九」にいはく、

今世の衣裳の上衣の下(上力)に下袴をかされて着せるを下剋上の衣(上力)裝とて嫌ふよし也。(進響録、紀宗直)卷上をも參看すべし。

本文は近世式服飾の構成についていへる者に過ぎざれど、吾人は室町時代の服飾界に於ける左の現象をも同じく下剋上と呼ばんと欲す。

(1) 服制上に於ける下級服飾の向上

(2) 服飾構成上に於ける下級單位の發展

服制の上に於ける下級服飾の向上とは、從來僅に私服視せられしごとき種類の服飾が、勢力を得て、禮服を驅逐し、代つてその地位を占むるをいふ。前記「直垂」なる服飾の發展もその好例なりとす。

更にそれについて著しく勢力を服飾界にあらはし來れる者あり。即ち、(イ)素襖、(ロ)肩衣などの服飾にして、足利氏崩政時代の中期以降汎ねく世に行はるゝに至れり。素襖は直垂と形式を同じ

くし、(ただ袖に結を入れず、菊綴のところは紋あるのみ。)下に同色の袴を着す。名義にその初見(年代確ならず。明應の比は未だ比較的畧式)禮服としては一の者なりしが如し。例せば、

今日京兆出仕於武家、有大飲云々、(中略)、親世手者等祇候京兆スワウナヌケ間、其外皆直垂等亂之云々、(後注與院政家公記明應十年九月九日條)

本文によりても當時は尙ほ地位勢力などの勝れし特殊の人物に限りて直垂に代用せしを知るべし然れども、親俊日記天文八年正月四日條等には既に殿中御謠初(中畧)スワウ、カタキヌ、スキアリなど見えて、一般に素襖の服制上に於ける地位、勢力の發展を示せり。

註

(一) 正しくいへば素襖はその下に着用する袴と共に同色なるを要す。然れどもその制後に及んでは行はれず、「御對面記」(編纂書)從六百六十一所收)にも、

一、すあふ袴の色かはりたるを着候か、略儀にて候肩衣袴同

前也、

と見たり。(本書尾に天正八年十一月十七日 伊勢因幡守貞知とあり。)

(二) 素襖の「素」はスヒカ、レ(素直垂)などのそれとは見えず。(御對面記次文に、「一、すひた、れと申は大口着候はで

直垂斗着を申候畧儀にて候」の一節あり。武家裝束鑑には「上京京都ニテ輕ルキ人ノ裝束ニテ布ニテ拵ラヘ(中略)雜ツタトシタルモノユヘ素ト云フ」こあれどいかちあらん。

肩衣の名稱は古く戰陣の際に散見するも、平時の禮服として用ゐらるゝに至れるは遙に後なりとす。これを實例に求むれば、政家公記延徳三年八月廿七日條に將軍出征のことを叙して、

次主人常鳥帽子直垂クチ中略 武家衆或鉛直垂或カダギヌ四ノハカマ小具足或帶甲冑、

などいひ、(鎌倉年中行事にも令禰の肩衣小袴にて出陣に用ゐしこと見ゆ。)明應八年十二月廿七日條に、是日參禁裏、武家南御所入江殿等、爲歲末禮也、各有對面、大樹片衣小袴体也、爲陣中分歟と見たり。

是等の事實を以て見れば、素襖が漸く一部の人々によりて直垂代として用ゐられんとしたる頃即ち禮服としての地位を得んとするの曙光に浴せし時代に肩衣は未だ軍陣の畧式禮裝たるに過ぎざりしを知るべし。

從來の傳説に明徳元年山名氏清の亂に際し、肩衣なる形式を發生すとなし、或は松永久秀を以てその創意者に擬するが如きは、いづれも採るに足らずして、その形式の起原は遙に古かるべきこと言を俟たず。(これについては別に記すべし。)



下卷文明十二年御臺所御祈條に見わたる人物の肩衣袴は片身替カタミルベリのそれにして、「十四五マデ着用

古ノ肩衣ハヒダナシ、今モ春日ノ社人ヒダナキ肩衣ヲ着ス、今ノ富小路トノヒダトラヌヲ用ヒチレシ、申樂ノ肩衣モヒダトラヌ由、(古記事袋<sup>(3)</sup>廿一)

本文にいへる古式肩衣に疑なしとの説は、従前の學者沈ねく認めたる事實にして動すべからざるなり。眞如堂縁起畫卷<sup>(4)</sup>

アルベク候」といへる「御供故實」<sup>(5)</sup>の説と符合するを知るべし。(また着用法に於ても形態の相違より來れる當然の差別を示せり。)

註

(1) 是については別に記すべきも、土肥經平の春湊浪語上には「直垂の袖を切て義滿將軍に隨從せしに始るなごいへ」と云々といひ、本朝世事談綺卷には「素襖の袖と裳をとりて事に従ふ……細川賴之の所屬也」など、いふの類一々あぐべからず。

(2) これには兩説あり。一は肩衣の形式を創めしとする者にして、他はそのヒタを作りそめしとす者これなり。前説は普通の傳なれど、「白石小品」は後説を探れり。

(3) 本書は著者未考、十代將軍の治世以後に成れるもの、如し。

(4) 本書三卷その畫ける風俗を熟考するに、室町の初世より本書の成れる大永中に至る間の風俗を提へ、記事の新奇に従ひ逐次描出せし者と思はる。即ち、上卷の風俗最古く、中卷はぐれに次ぎ、下卷は諸家執筆當時のものなるべきか。(5) 文明十四年に成れるものにして、伊勢具原の撰と傳す。

肩衣姿が軍陣の装として用ゐられし例は既にいへり。少年祇候の輩平時これを着することも御供故實、縁起繪等の趣にて明なり。更にその一般的式服視せらるゝに至れる時代を考へんか。二水記大永七年正月七日條に、

早且室町殿出仕令見物、道永以下悉以片衣小袴也、當時先無爲之固不可然之體也、併似招亂禦之由各有沙汰誠以異樣事也、

本文に従へば當時武人の多くは肩衣袴を以て禮服視し居たるを知るべし。然れども當時は尙ほ一部世人の非難を免れ得ず、その素襖と相並んで服飾界に勢力を振ふに及べるは享祿天文以降なりといはざるべからず。(惟房公記天文十一年三月廿八日條光源院御元服記同十五年十二月十八日)伊勢貞助記(永祿三年六月十九日)等。而して服飾界に於ける肩衣姿の地位の向上せしことについて、併せ考ふべきは露頂の風習なりとす。

中古に於て冠帽の禮客威儀に缺くべからざる。

のたりしことは既に人のれるどころの如し。然るに室町の中期以降貴人にして往々是れを用ゐざる者あり。政家公記明應三年十二月廿一日條に、

去夜武家元服儀俄延引、是細河可着烏帽子事（中略）種々令教訓、遂以不承引問、諸役人等空以退出、（中略）平生一向不着烏帽子云々、不可説々々、

文にいふ細川氏は政元にして、異常の性行ありし人なれば、特殊の病的作用のため露頂を好みしならんも知るべからず。然れども有力者のなすところは多く世人の範となるが故に、此種の事實が露頂の風を助長せしこと疑なし。更に二水記永正十四年閏十月二日條に、

今日室町殿爲有間山温泉令下向攝州給、依御中風氣也、（中略）騎馬五人、不着烏帽子持弓云々、

貴人に隨從するが如き時も、冠帽を用ゐざることありしを知らる。かくて漸々と式服に於ても露頂を以て非禮とせざる近世式の習慣は形成され來りしを見るべきなり。

三

更に考ふべきは服飾（特に女裝）構成上に於ける小袖の發達なりとす。小袖は従前僅に「衣」等の下に着用せらし補助服に過ぎざりしを、鎌倉の季世より漸時表着としての地位を得んとするに至り、室町の初世には、純然たる服飾的中心の地位を占むこととなりぬ。かくの如きもまた所謂「下剋上」の一例といひつべし。左に二三の實證をあげんとす。禮服にいふところの小袖を除き、補助服としてのコツデの名稱は、平安朝の季世に至てあらはれをめしが如く、管見によれば左の二例は最も古き者なるべし。

(一) 兵施記久安五年十一月十一日條、今日入道殿還御仁和寺、（中略）長日御儀、法漸廿日儼給布施、各裝束一具、布施一采、鈍色厚衣小袖、

(二) 玉葉養和元年十二月五日條、（皇嘉門殿後のこと）先改御衣、（中略）着替御小袖、（中略）新御小袖上置日來令懸給御裝束并菩提子念珠、（中略）件事等女房二人、洞院殿別當殿、

役之、

當時の小袖は、單色、無地の者なりしこと殆ど疑ふべからずして、鎌倉以降の繪卷に徴するも、多くかはるところなきを知るべし。(花園院宸記元應三年六月廿九日條にも、丑終許女房有叫喚聲。(中畧)掌侍帷子走來云有盜人、其体白衣不着袴爲盜人被奪云々の一節見ゆ。本條の記事は女官の寢衣が白小袖なりしを示せり。)

註

(1) 「室町盛世に於ける女装の起源と竹向日記の服飾史的價值」(考古學誌六之六所載)をも參考べし。

(2) 古く小袖の着用を圓融帝永觀以後、さなす者ありて、先輩の中或はこれを認められたるも見ゆ。(史學雜誌第十一編之第十一號例會記事、黒川眞道氏「中古女官服の話」條等)然れども本説は確據なく、信憑を値せず。

(3) 本文と參考すべきは十訓抄第一節施入惠事條、にいへる一節なりとす。その文にいはいはく「法性寺殿皇嘉門院を眞し參らせて宇治へ入、(中畧)女房の事をあじくやりてうちかへしたる事ありけり、(中畧)女房或は小袖に袴をはきて、おけて落た

り、或は絹をつきかきなど、(中畧)あるにもあらぬ氣色なるに、美作といふ人きぬきながら、落て、辱さしくして云々」、他書にも類例なほあるべきか。

(4) 主として白色を用ゐる。稀に例外あれど、(禁秘抄女房條等)今委しくせず。

然れども鎌倉幕府の營中などに於ては、文應年間既に「色々御小袖」の用ゐらるゝあり。また生小袖といひ、合小袖といふの類も見ゆ。地質については傳へたる者少なければ、是れまた漸くその種類を増し來れるなるべし。吾妻鏡<sup>四十</sup>文應元年三月廿八日條に、「和泉前司行方持參御息所御服月充注文於御所、將軍家覽之」といひ、次文に各月所用の服飾品を表記す、それに據て當時小袖の服飾的地位の向上を察すること難からざるなり。

室町初世の小袖に至てはその發達の著しき驚くべきものあり。<sup>(1)</sup>八替十六替の織物小袖といふが如き華奢を極めし者さへ行はれぬ。永享九年十月行幸記を按ずるに、當時御臺所の服飾を叙していは

式女裝の一部をなすカイトリ褂カイトリとなれる者の如し。<sup>(2)</sup>(下文にも説くべし。)

註

御台の御服、紅葉かきれの七御衣、(中畧)御小褂、唐織物、御地うす色御紋、碧盤に菊(中畧)うき織もの、御小袖御紋龜の甲たすきにひあふきひしと龍膽に雪との十六かはり、紅の生衣御袴也、(廿二日條)

遷幸之日也(中畧)今日は御台白き浮織物之御小袖に御袴御まほり斗也、(廿六日條)

また「女房達」へ公方よりの「引出物」を記していふ、

襦大納言すけ殿 十かきれ、

一かきれ浮織物、紋ひかきに雪ふり竹と枯野に雪との八かはり(下畧)

大納言すけ殿 十重、

一重浮織物、紋窠に綴とすなかしに十鳥との十六かはり(下畧)

(御臺所よりも、右兩名及勾當内侍に十六かはり、小袖を贈れること見ゆれど省畧すべし。)

以て一班を知るべし。是等の華奢なる小袖は後に及んで更にその地位を一變じ、近世に於ける武家

近世に於ける禮服としての上下及褂は、いづれ

も室町時代に行はれたりし服飾構成の一様式を始祖と仰ぐ者なり。試みに少しくその發展の徑路を窺はん。

上下なる名稱によつて示さるゝ意義には頗ぶる

變遷あり。左にその大概をいはんに、

(一)室町以前

(2)「竹商日記の服飾史的價值」參照、

#### 四

(口)室町時代

(1)直垂袴

(2)素襖袴

(3)肩衣袴

室町以前にいふところの上下は指すところ時に従つて明確ならず。従來の諸家多くその説を立てたれども、歸決する者あらず。「何にても上下一具したる服」(安齋隨筆)となすが如き廣義説あり。また「ふるく上下といふはみな直垂の事」(春湊浪語)と斷せしが如き狹義説も存す。然れども今はその當否を批評論議するの要なければ、たゞ室町以降の變遷について畧言せん。

當代の初期にいふ上下は多く直垂をいふもの、如く、(尙通公記永正三年四月廿六日條に「今日讚州六郎移安富在所、六郎肩衣小袴、中略」後騎五騎、烏帽子上下ニ云々なども、素襖シとは見えず。)次で素襖を呼ぶことゝなれりしが、そは中期(2)よりのことなるべし。將軍が群臣を引見するに當て素

襖を用ゐるは、明應(?)文龜の比よりして例となるに似たり。<sup>(3)</sup>是等も併せ考ふるの値あらんか。)肩衣袴も天文永祿以降その稱多く見ゆ。初めは烏帽子を用ゐし例もあれど、後には全く露頂にして着用すべき禮服となり、近代的服飾の摸範的形式は成立するに至れり。

註

(1)政家公記文龜四年正月十日條に「細川右京大夫被召出當御所御襦被下天蓋云々、中畧、折烏帽子着上下云々」と見ゆ。當時將軍の參内も衣冠或は直垂なりしが故に、政元の權勢を以てすとも素襖を着して拜謁するが如きことは無かるべしと信ず。

(2)是については異論なきにあらず。風俗研究五所收「室町時代の單物について」參看。

(3)宣胤卿記文龜二年正月十日條に「近年如此」といへり。

(4)光源源院殿御元服記に「同月廿二日彈正少弼定頼旅館へ御成(申畧)但裝束者烏帽子袴肩衣也」と見ゆ。(天文十五年十二月のこと)

最後に褂の發達を考ふるに、褂の前身が室町初

世以降著しき發展を示せし表着の小袖なるべきは既に説けり。故にこれより少しく「袴」着用制度の頽廢を述べ、併せて湯卷に及ぶべし。從來女子の服飾を完成せんがためには殆んど絶對に袴を省畧し得ざりしこと、改めて言を俟たず。然るに鎌倉の中世より女官等も褻時はこれを用ゐざる風となりぬ、中務内侍日記に、

日くれぬ(中畧)思ひもよらぬほどに御幸ありとまき、て(中畧)さほなる袴ひき落してきつ、やがて入らせおはしまして衣のかけやう思ひこころあり(中畧)とつらひやさしなど御感にあつかる、(弘安十一年十一月十七日條)

など見ゆるはその一證にして、時世の推移と共に漸次その範圍を擴大し來り、室町幕府の盛世には公席に於てさへ是を省く者あるに至りぬ。それに伴ひて、略式の袴(?)を用ゐるの風また起れり。所謂「モバカマ」なる新形式の流行はその證といふべく、親俊日記天文八年正月五日條に、

御ハガタメ 辰廻 貴殿 御ウラウチ (中畧) 御中老 〇〇〇〇

御著之由(下畧)

などいへるも一例とするに足るべし。加之袴の省略は自然に服飾用法の變遷を促進し、下着の發達と相俟つて、表着小袖を單に打かけて裝ふにといむるの風をなせり。是れ小袖のみにして袴を省くときは、身邊餘に形式の變化乏しきがためなるべし。かくの如くにしてカイドリの形式を發生せし他に、近世公武の間に行はれし腰卷なる風もまた起れり。これはた衣及袴の省略せらるゝがために生じたる服飾形式の缺陷を補はんとする趣意に他ならざるなり。然れども室町時代を通じて腰卷の名稱は未だ行はれず。當時の記録にはすべて湯卷と記されたり。

註

(一) 是については別に詳述すべし。

(二) モハカマなる名稱は果して正しき稱呼なるか、一部の俗稱なるか明ならず。公家方の記録には一少なくも管見によ

れば一絶て所見なきが如し。或は想ふ、是れ武家式故置家の術語に過ぎざるべしと。さはいへその形式に至つては公武のいづれにも實用せられしと見ゆ。

(B) 直垂の一種ウラウチヒタ、レと呼ぶ者をいふ。單直垂に對する語にして、滿濟准后日記永享五年二月十二日條に法樂御歌百首(中畧)將軍御小直衣(中畧)武家裏打直垂といひ、三月廿九日條に、室町殿今日職鞆御曾在之、仁和寺一品親王(中畧)爲見物被參(中畧)力者單直垂敷置など見ゆ。

(4) 公家着用の例は董子女王日記實政三年七月十五日條、簾中備忘抄等に見ゆ、武家方のそれは、紀州家の「御簾中様年中御衣服」六月十六日嘉定七月七日、八月朔日條等に見ゆ。

湯卷は鎌倉の中世女官等の往々用ゐるところなりしも、本來は御湯殿奉仕の節に限り衣服の濕損等を避くるの品にして、平時着用すべきものにあらず。まして公服にこれを使用するごときは禮を缺けりといふべし。然れども外界の事情は、服飾としての地位向上するに伴ひ、逐次その地質色彩の發達を來し、南北の争鬪の際に至つては既に公

服の一部となり、(實冬卿記永徳二年五月六日條參着、當時は多く夏期のみに用ゐられたりけん。)室町の初世には、袴の地位を奪はんとするに及べり。(看聞御記等に例證多し。)されば戰國時代に於ける諸侯夫人の肖像等には湯卷着用の風姿を描けるものあり。

上に説くところ未だ全からずとはいへ、近代の男女装の代表的形式の當代にその起原を有する事實は略立證し得たりと信ず。

服飾史の範圍よりして室町時代の傾向性を指示するに足るべき事實はもとより以上の諸點に止らざるも所説多岐に涉り徒に多くの餘白を汚さんことを恐れて、たゞ主なる項目を擧げたるのみ。若し其妥當を缺けるものあらば、博雅の垂示を俟ちて改むに吝ならざるべし。

(大正六・十一・中旬)